

まちづくりへの市民参画に関する手続き規定について

1 手続き規定の必要性等

・ まちづくり基本条例は最高規範

市民会議の提案はまちづくり基本条例を本市が定める最高規範とすることから、まちづくりの目標や自治のあり方についての基本的な事項を定めるものであって、その実現のために必要な具体的な事項については、別に個別条例、規則、要綱等によって規定することが必要になる。

・ 公正な執行の確保

市民の市政参画について、基本条例案第11条1項各号に定める「 審議会委員公募 意向調査実施 意見交換会開催 パブリックコメント実施 その他の適切な方法」について、その具体的な手続き方法等について、「基本条例」ではなく、別途、何らかの方法で規定して公正な執行を確保しなければならない。

・ 透明性の確保

この規定は、行政内部運用規定とするだけでなく、 審議会委員に応募しようとする市民 意向表明しようとする市民 意見交換会に参加しようとする市民 パブリックコメントの対象となる市民など、まちづくりに参画する市民にも、制定過程から広く明らかにしなければならない。

・ 市民参画による制定

この規定の制定にあたっては、案第3条第2項の規定により、市の執行機関はこの条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならないが、案第9条の規定により市長及び執行機関はこの条例を遵守し、市政を運営しなければならないことから、案第4条の規定による「市民主体の自治によるまちづくりを推進する」ため、案11条第1項の規定に基づいて「市民が市政に参画する機会」を設けなければならない。

・ 個別条例の事例

同様の例として、既定の「情報公開条例」「個人情報保護条例」「行政手続き条例」「環境基本条例」などが挙げられる。

2 規定すべき事項

・ 最高規範として自治基本条例を制定し、「別に条例に定める」例

大和市市民参加推進条例

目的・定義等の総則、市民参加の手続きの対象事項と実施義務、市民参加の手続きの方法と1以上の方法の実施義務、各方法の実施手続きと公表義務、市民参加推進方策（登録制度、推進・評価会議の設置）等

・ 自治基本条例を制定しない例。最高規範ではない。

市民参画の基本的な考え方と政策立案過程における参加の具体的方法を一括して定める。

和光市市民参加条例

前文、目的・定義等、市民・市等の役割、市民参加の対象事項、市民参加の方法と1以上の方法の実施義務、市民政策提案手続き、各方法の実施手続きと公表義務、住民投票の請求・投票の権利、市民参画推進会議の設置等

紫波町市民参加条例（案）

前文、目的・定義等、市民・町等の権利と役割、市民参加の対象事項、市民参加の方法と複数の方法の実施義務、各方法の実施手続きと公表義務、つくろう委員会の設置、市民の政策提案・評価権等

3 「条例」と「規則等」との相違点

- **条例は議会議決**

条例は議会の議決を要するが、規則等は議会を経ずに市長が定める。

- **権利・義務の規定は条例**

市民の権利を新たに規定し、もしくは既定の権利に制限を加えたり、市民や市に新たに義務を課す規定については、議会の審議・議決を経て条例で規定することが望ましい。

- **いずれも市民参画で**

基本条例制定後は、いずれの場合であっても重要な事項については市民参画の機会が確保されることになる。

4 条例として定めるべき内容

条例は、規定内容から次のとおり分類することができる

- (1) 住民の権利義務に規制を加える法規的性質を有するもの
例) 集会、デモ行進等を取り締まる公安条例、県税条例等
- (2) 地方公共団体の組織、財務等の内部管理的事務について規定するもの
例) 職員の給与に関する条例、特別会計の設置等に関する条例等
- (3) 住民の負担の根拠を規定するもの
例) 税条例、分担金、負担金の徴収に関する条例等
- (4) 公の施設の設置管理について規定するもの
例) 県立博物館条例、工場誘致条例等
- (5) その他(個々の行政の内容について定める公共事務条例や法律の施行内容を定める条例など)
「条例・規則作成の手引き」自治大臣官房文書課編より抜粋

5 考えられるパターン

パターン 1：基本条例 + 個別条例 + 規則等

最高規範である基本条例に基本的な事項のみを規定し、具体的な手続き規定を個別条例と規則等に委任

パターン 2：基本条例（1） + 規則等

最高規範である基本条例に基本的な事項のみを規定し、具体的な手続き規定を規則等に委任

パターン 3：基本条例（2） + 規則等

基本条例の中に権利・義務にかかわる手続き規定を盛り込み、細部は規則等に委任)

パターン 4：個別条例 + 規則等

市民参画の基本的な考え方と具体的方法を一括して規定し、細部は規則等に委任)